平成２９年（フ）第７３号
山梨県南アルプス市落合57番地６、他の住所
静岡県沼津市小諏訪415　アシスト第２沼津マンションⅡ205号室
債務者　山口　裕二
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門560番地１
債務者　齊木　保男
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門560番地１
債務者　齊木美登里
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
長野県東御市下之城723番地17
債務者　山岸　武城
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８号
長野県東御市下之城723番地17
債務者　山岸　初子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３２号
長野県東筑摩郡筑北村東条1335番地
債務者　植田　沙生
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７９号
静岡県富士宮市大岩714番地の11メゾン峰石Ｃ－205号、前住所千葉県松戸市六高台７丁目60番地ハートフルシティ２－807号
債務者　荒木　　智
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３７２号
名古屋市緑区大清水２丁目1105番地　グリーンハイツ大清水202号
債務者　乙丸　真一
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県川西市清和台東１丁目１番地の48
債務者　堀　　輝美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４８７号
兵庫県加古川市別府町別府949番地の２Ｔ－グランモア105号
債務者　鶴田　梨紗（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２９号
兵庫県姫路市砥堀390－１　ローズコート砥堀205、住民票上の住所大阪府摂津市新在家１丁目11番３号
債務者　北村　優治
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３号
奈良県大和高田市材木町４－15、住民票上の住所奈良県香芝市今泉469番地37
債務者　前原　辰治
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
奈良県葛城市長尾360番地１　エスペランサ花水木Ｄ棟201号
債務者　川端　秀和
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
奈良県大和高田市大東町１番43号　シティコスモ高田Ⅱ101号
債務者　山本めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
鳥取県鳥取市浜坂４丁目10番３－301号　県住３－301号、旧住所鳥取県鳥取市桂見435番地７
債務者　加藤　壽子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４１号
鳥取県西伯郡大山町田中493番地
債務者　西川　英昭
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８６２号
元住所　島根県浜田市日脚町184番地の６
債務者　瀧山　千春
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部